

消防救急デジタル無線システム  
部分更新支援業務委託

仕様書

大阪市消防局

## 目次

第1	総則	2
1	業務委託名	2
2	目的	2
3	関係法規等の適用	2
4	成果物及び成果物の帰属と公表	2
5	業務スケジュール	2
6	作業体制等	3
7	履行期間	3
8	履行場所	3
9	作業日時	3
10	再委託等の取扱いについて	3
11	情報セキュリティ体制	4
12	検査	4
13	成果物及び提出書類	4
14	疑義	5
15	本業務受注者等に対する入札制限	6
16	その他	6
第2	業務内容	6
1	実施内容	6
	(1) プロジェクト管理	6
	(2) 消防救急デジタル無線システム部分更新および移動局更新支援	8
	(3) 最新技術に関する調査支援	9
2	想定スケジュール	9
第3	システム機器一覧	9
第4	システム構成図	9

## 第 1 総則

### 1 業務委託名

消防救急デジタル無線システム部分更新支援業務委託

### 2 目的

消防救急デジタル無線システムは、消防情報システムの一部であり、消防局や消防署などに設置された無線基地局と消防車や救急車に装備された移動局等との間で使用される無線通信網である。

昭和 28 年から消防救急無線として開局し、平成 21 年度から平成 25 年度にかけてデジタル化整備、令和 3 年度から令和 5 年度には一部機器の老朽化から部分的な更新を実施した。

消防救急デジタル無線の基盤部分である基地局、前進基地局及び移動局は、平成 25 年度にデジタル化整備し、耐用年数の 10 年が過ぎ、老朽化や故障時における修理部品の枯渇により稼働停止等が懸念される。さらに、基地局と前進基地局を結ぶアプローチ回線である専用線設備が維持限界を迎えることから、令和 11 年 3 月に当該回線サービスが終了する見込みとなった。以上のことから令和 9 年度から令和 12 年度にかけて消防救急デジタル無線システムの部分更新を実施する。

本業務は、消防救急デジタル無線システムの部分更新を円滑に実施するため、専門的かつ高度な技術知識及び豊富な実務経験を有したコンサルティング事業者による支援を仰ぐことを目的とするものである。

### 3 関係法規等の適用

受注者は、本業務履行にあたって常に、特許、実用新案、著作権、関係法令に抵触することのないよう十分注意すること。また、抵触した場合は全て受注者の責任と負担による。

### 4 成果物及び成果物の帰属と公表

- (1) 受注者は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が別に定める成果物を作成し提出すること。
- (2) 本業務履行の結果、得られた関係図書等の所有権は当局に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、本業務履行の結果、得られた成果等について公表しようとするときは、あらかじめ当局の承諾を得なければならない。

### 5 業務スケジュール

受注者は、本業務履行にあたり業務内容の詳細を記載した「業務工程表」を提出し、当局担当者と事前に十分打ち合わせ、その指示に従うこと。

なお、「業務工程表」に変更が生じた場合は、速やかに変更後の「業務工程表」を当局担当者に提出し、変更後のスケジュールについて当局担当者と協議し、承認を得て、業務を履行すること。

## 6 作業体制等

- (1) 受注者は、本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 業務体制、連絡体制は「プロジェクト計画書」及び「業務従事者名簿」を作成し当局担当に提出すること。

## 7 履行期間

契約日から令和 13 年 3 月 21 日（金）

## 8 履行場所

- (1) 大阪市消防局 大阪市西区九条南 1-12-54
- (2) 天王寺消防署 大阪市天王寺区上本町 8-5-10
- (3) 東淀川消防署 大阪市東淀川区菅原 4-4-27
- (4) 鶴見消防署 大阪市鶴見区横堤 5-5-45
- (5) 住吉消防署 大阪市住吉区遠里小野 1-1-9
- (6) 平野消防署 大阪市平野区平野南 1-2-9

## 9 作業日時

- (1) 受注者は、当局において作業を行う場合は、原則として平日 9 時 00 分から 17 時 30 分までの間に行うこと。ただし、当局の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 作業を行うにあたり、当局の業務に影響を及ぼさないよう十分注意すること。
- (3) 作業日時に変更があるときは、当局担当に報告のうえ、その指示に従うこと。

## 10 再委託等の取扱いについて

- (1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、データ入力、資料作成補助、印刷、製本、トレース、資料整理等などの簡易な業務の再委託にあたっては、当局の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により当局の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、当局は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと当局が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### 11 情報セキュリティ体制

受注者は、本業務履行にあたり、個人情報保護、データ管理、不正侵入防止、ウイルス対策、改ざん防止、データの暗号化等のセキュリティ対策を十分に講じるとともに、「情報セキュリティ管理体制及び責任体制に関する資料」を当局担当に提出すること。

なお、当局担当が受注者に対し、情報セキュリティ管理体制について必要な措置を講じるよう指示した場合は、その指示に応じること。

また、当局担当が受注者に対し、取り扱うデータ、プログラム等の管理記録簿の提示、作業場所への立ち入り検査の実施を要求した場合は、これに応じること。

#### 12 検査

契約書及び仕様書により当局職員立会のもと検査を行うものとする。

#### 13 成果物及び提出書類

- (1) 本業務の成果物及び提出書類を次に示す。

成果物及び提出書類	提出期限	部数
プロジェクト計画書	契約後速やかに	1部
業務工程表	契約後14日以内	1部
業務従事者名簿	契約後速やかに	1部
情報セキュリティ管理体制 及び責任体制に関する資料	契約後速やかに	1部
明細書	契約後速やかに	1部
議事録	会議開催後速やかに	1部

全体工程表	契約後速やかに	1部
新規ドキュメント	その都度速やかに	1部
消防救急デジタル無線システム 部分更新業務委託 仕様書（案） ※積算資料含む	令和9年（2027年）2月26日（金）	1部
消防救急デジタル無線移動局 更新業務委託 仕様書（案） ※積算資料含む	令和10年（2028年）2月25日（金）	1部
消防救急デジタル携帯型受令機 調達に係る仕様書（案） ※積算資料含む	令和10年（2028年）2月25日（金）	1部
消防救急デジタル無線システム 運用保守業務委託 仕様書（案） ※積算資料含む	令和10年（2028年）2月25日（金）	1部
消防救急デジタル車載型無線機 調達に係る仕様書（案）	令和13年（2031年）3月21日（金）	1部
消防救急デジタル携帯型無線機 調達に係る仕様書（案）	令和13年（2031年）3月21日（金）	1部
最新技術に関する調査報告書	その都度速やかに	1部
業務実績報告書	令和13年（2031年）3月21日（金）	1部
完成図書	令和13年（2031年）3月21日（金）	1部
業務完了報告書（当局指定様式）	令和13年（2031年）3月21日（金）	1部

※具体的な期日については、契約後当局と協議すること。

- (2) 受注者は、成果物及び提出書類を提出期限までに当局に提出し承認を得ること。
- (3) 成果物及び提出書類に変更が生じた場合は、当局担当者に速やかに報告を行い、対応を協議すること。
- (4) デジタルデータで取得・作成できる成果物及び提出書類は、紙媒体に加え電子媒体（CD-ROM または DVD-R）に格納して当局担当者に提出すること。
- (5) 成果物及び提出書類の格納形式は「PDF 形式」を基本に、当局担当と協議して決定したものを使用すること。

なお、ウィルスチェックを実施した後、別紙1「成果物表記例」の表記例に基づき表記すること。

#### 14 疑義

応札にあたっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方

法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義については、当局の解釈によるものとする。

#### 15 本業務受注者等に対する入札制限

本業務の入札参加者並びにこの入札参加者の「会社法第2条第3の2号及び第4の2号」に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社は、「消防救急デジタル無線システム部分更新業務委託」について入札に参加できないものとする。

#### 16 その他

- (1) 受注者は、本業務履行にあたり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約の期間満了後、または、解除後においても同様とする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、本業務を理解し、当局担当と連絡を密にとること。
- (3) 本仕様書に記載する業務を履行する上で、仕様書に記載されていない事項でも必要と認められる事項については、当局担当と協議して決定すること。
- (4) 組織改正等により本仕様書に示す履行場所が変更される場合は、当局担当と協議して決定すること。
- (5) 別紙2「作業内訳書」に準じた明細書を契約後速やかに提出すること。

## 第2 業務内容

### 1 実施内容

#### (1) プロジェクト管理

「大阪市情報システムプロジェクト管理ガイドライン」を参考のうえ、次のとおり全体プロジェクト管理の支援を実施すること。

[https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/cmsfiles/contents/0000671/671504/projectKanri\\_Guideline.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/cmsfiles/contents/0000671/671504/projectKanri_Guideline.pdf)を参照のこと。

#### ア プロジェクト計画の作成

本支援業務の実施に先立ち、プロジェクト定義、前提条件・制約条件、作業環境、体制図、実施内容・スケジュール、検収条件、プロジェクト運営計画等を取りまとめたプロジェクト計画を策定し「プロジェクト計画書」を作成して、当局の承認を受けること。

※当局の別図1「プロジェクト体制図（案）」に示す。

#### イ プロジェクト管理

受注者は、作成し承認された「プロジェクト計画書」に基づき、プロジェクト管理を行うこと。プロジェクトを行うための様式、報告項目について、事前に当局に提示のうえ承諾を得ること。

主なプロジェクト管理項目は次の（ア）から（カ）のとおりである。

（ア）進捗管理

- A プロジェクト計画の策定時に定義したスケジュール（契約約款に規定する「業務工程表」）に基づく進捗管理を実施すること。
- B 受注者は、作成したスケジュールと状況の差を把握し、進捗の評価を実施し、会議において当局に報告すること。
- C 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

（イ）品質管理

- A プロジェクト計画の策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。
- B 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

（ウ）課題・リスク管理

- A 課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、当局と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。
- B プロジェクト計画の策定時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。
- C 受注者は、リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には、当局に報告すること。

（エ）セキュリティ管理

- A プロジェクト計画の策定時に定義したセキュリティ管理方針に基づくセキュリティ管理を実施すること。（課題・リスク管理と併せて管理すること）
- B 受注者は、各作業工程においてセキュリティ事故等の発生を未然に防ぐための管理を行い、実際にセキュリティ事故等が発生した場合には、速やかに被害を最小限に抑えるとともに、事故内容を当局担当職員に報告し、対応方法について協議すること。

（オ）変更管理

各仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合に、受注者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別した上で、会議を開催し、当局と協議のうえ対応方針を確定すること。

（カ）コミュニケーション管理

- A コミュニケーション管理として、会議体を設置することを想定している。会議の開催にあたっては、各関係事業者のスケジュール調整、必要な資料を会議開催までに作成し、当局及び各関係事業者に送付すること。また、会議体のファシリテーションを実施すること。

B 会議終了後は、速やかに会議内容を議事録に取りまとめ、その承認を得ること。  
なお、規定した以外の会議が必要な場合、適宜必要な会議を開催し運営を行うこと。また、各関係事業者が開催する各種会議に対して参画が必要な場合についても、適宜出席すること。

C 会議体以外に、当局、受注者及び各関係事業者との間のコミュニケーション管理（資料共有や会議開催周知等）を実施するにあたり、その管理を迅速かつ効率的に実施するうえで有効な手法等があれば、提案のうえ実施すること。

## (2) 消防救急デジタル無線システム部分更新および移動局更新支援

令和9年度から令和12年度にかけて実施する消防救急デジタル無線システム部分更新と令和10年度から令和12年度にかけて実施する消防救急デジタル無線移動局更新を関係事業者が行うものに対して、当局と調整の上業務支援を行うこと。

消防救急デジタル無線システムおよび消防救急デジタル無線移動局は「消防情報システム」と連携し稼働している。移動局には、車載型無線機、可搬型無線機、携帯型無線機および携帯型受令機など様々な種類があり、それぞれの更新にあたっては、様々な技術的課題が発生し、関係事業者を横断した調整が必要となることが想定される。

このため、部分更新の過程において、仕様書の内容を十分に把握するだけでなく、作業工程における認識の統一が不可欠であることから、部分更新を円滑に進めていく上では、関係事業者の調整及び関係事業者に対して適切な指導調整を行っていくことが求められる。

これらの点を十分留意したうえで、随時、当局が部分更新全体の進捗状況を把握できるよう、当局を支援するとともに、作業等において課題がある場合には、効果的な改善策の提案を行うこと。

### ア 設計支援

部分更新に係る仕様書（案）及び関係事業者から提出される要件定義、基本設計及び詳細設計の検討資料等を踏まえ、本事業に必要なDXに関する知見・技術的助言・支援を行うこと。また、関係事業者の連携が必要な設計内容に対しては、当局と一体となって検討を行い、設計内容の整合性等の見直しが必要な場合は、その改善に向けた提案を行うとともに、関係事業者に対して適切な指導調整ができるよう支援すること。

設計の各工程において課題が生じた場合は、本事業に必要なDXに関する知見・技術的助言・支援を行うとともに、課題改善に向けた提案を行うこと。また、当局が次工程に移行するための判断を行うことができるよう必要に応じて技術的助言・支援を行うこと。

### イ 工程管理支援

関係事業者の業務工程表や作業分解構造図（WBS）等を随時確認し、当局が関係事業者に対して適切な指導調整ができるよう、関係事業者間と横断した「全体工

程表」の作成を行うこと。また、作成した「全体工程表」の整合性を確認するとともに、進捗状況確認等の全体開発工程管理を当局と一体となって実施すること。

整合性の確認の結果、各関係事業者の実施工程の見直しが生じる場合については、その改善に向けた提案を行うこと。

#### ウ 連絡調整支援

当局及び各関係事業者間の連絡調整を支援すること。

特に、他の大阪市関係部署及び関係機関との調整により当局から要請する場合や、各関係事業者間での協議が必要な事案が発生した場合などにおいて、会議を開催する場合については、その支援を行うこと。また、各関係事業者が開催する会議に対して参画が必要な場合については、適宜出席し、当局を支援すること。

#### エ 経費算定支援

単価や工数等の根拠を明確にさせるため、見積の条件の設定や精査の方法について支援を行うこと。また、本市が想定する金額規模と見積金額に大きな乖離があった場合対応の考え方について助言すること。

#### オ テスト・移行・試行運用支援

各関係事業者から提示される「テスト計画書」や「移行計画書」等について、当局が確認するにあたっての支援を行うこと。

主に、総合テスト工程以降のテスト作業、旧環境からの機器移行、試行運用を行うための準備や、これらの実施により判明した課題への対策について、当局が検討するにあたっての支援を実施すること。特に、関係事業者間の連携が必要な内容や、消防職員が行う運用テスト、機器移行、試行運用等における計画及び手順等の策定を中心とした支援を行うこと。

### (3) 最新技術に関する調査支援

次期更新に向けた検討材料を整備するため、市場における最新の通信技術、デジタル技術および関連動向（製品・サービス、導入事例、標準化・法規制、競合動向等）を継続的に調査すること。調査結果は、更新方針の策定に活用できるよう、要点（概要、期待効果、適用可能性、導入条件・留意点、想定コスト・体制、リスク）を整理したうえで、随時「最新技術に関する調査報告書」として取りまとめ、当局へ情報提供すること。

## 2 想定スケジュール

別表1「想定スケジュール」のとおり

## 第3 システム機器一覧

別表2「消防救急デジタル無線システム機器一覧」のとおり

## 第4 システム構成図

別図2「消防救急デジタル無線システム構成図」のとおり

「CD-ROM等による成果物の表記例」

事業名： 消防救急デジタル無線システム  
部分更新支援業務委託

発注者：大阪市消防局

受注者：〇〇〇〇〇〇

ウイルスチェックに関する情報

ウイルスチェックソフト名：〇〇〇〇〇〇

バージョン：〇. 〇. 〇. 〇

ウイルス定義ファイル名等：〇〇〇〇〇

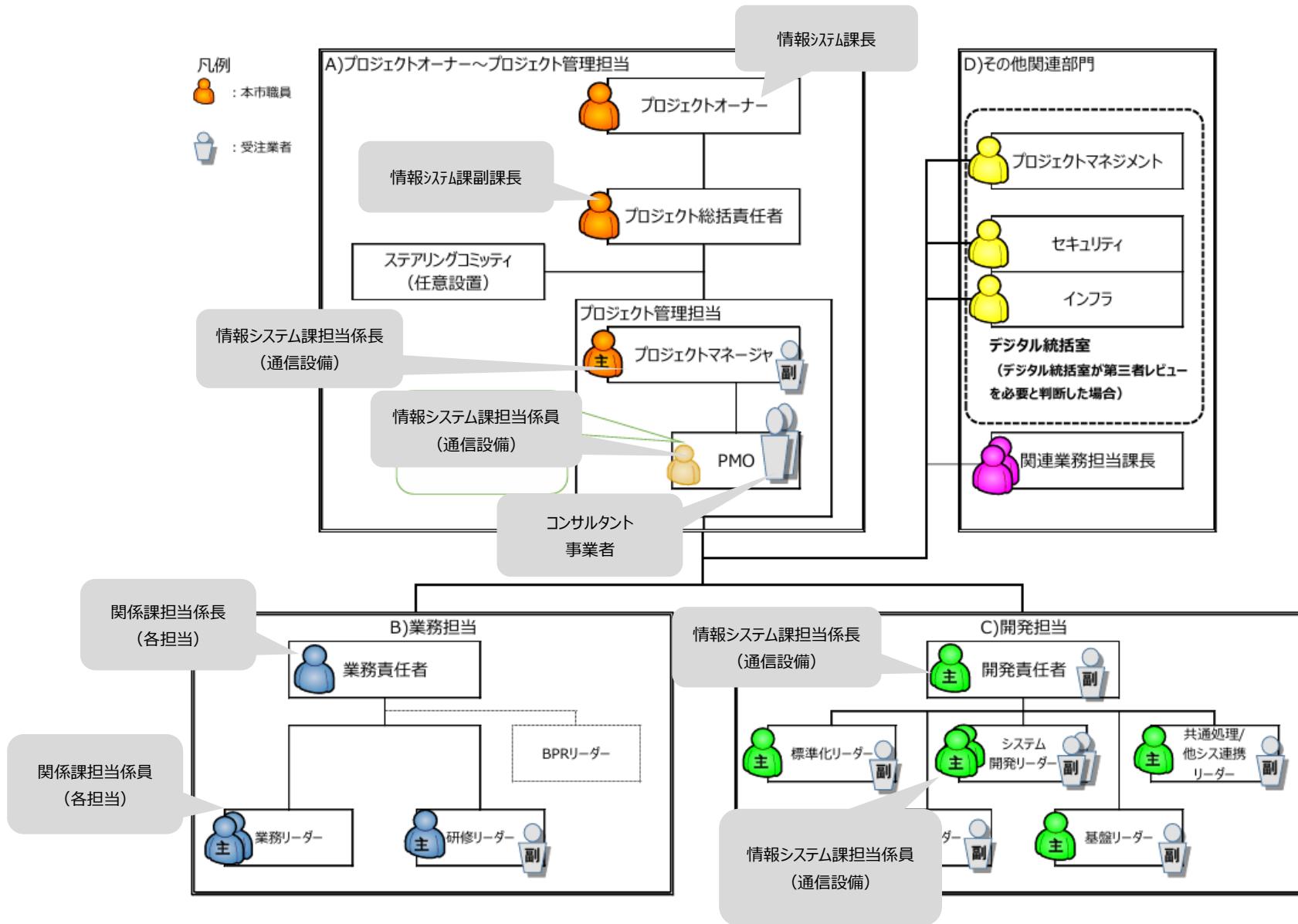
ウイルスチェック年月日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

## 「作業内訳書」

プロジェクト管理	進捗管理
	品質管理
	課題・リスク管理
	セキュリティ管理
	変更管理
	コミュニケーション管理
消防救急デジタル無線システム部分更新業務の支援	工程管理支援
	連絡調整支援
	設計支援
	経費算定支援
	テスト・移行・試行運用支援
アプローチ回線切替の支援	連絡調整支援
消防救急デジタル無線移動局更新業務の支援	工程管理支援
	連絡調整支援
	設計支援
	経費算定支援
	テスト・移行・試行運用支援
消防救急デジタル車載型無線機 調達に係る仕様書（案）作成	設計支援
消防救急デジタル携帯型無線機 調達に係る仕様書（案）作成	設計支援
消防救急デジタル携帯型受令機 調達に係る仕様書（案）作成	設計支援
消防救急デジタル無線システム運用保守 業務委託仕様書（案）作成	設計支援
最新技術に関する調査支援	調査支援

# プロジェクト体制図(案)

別図1



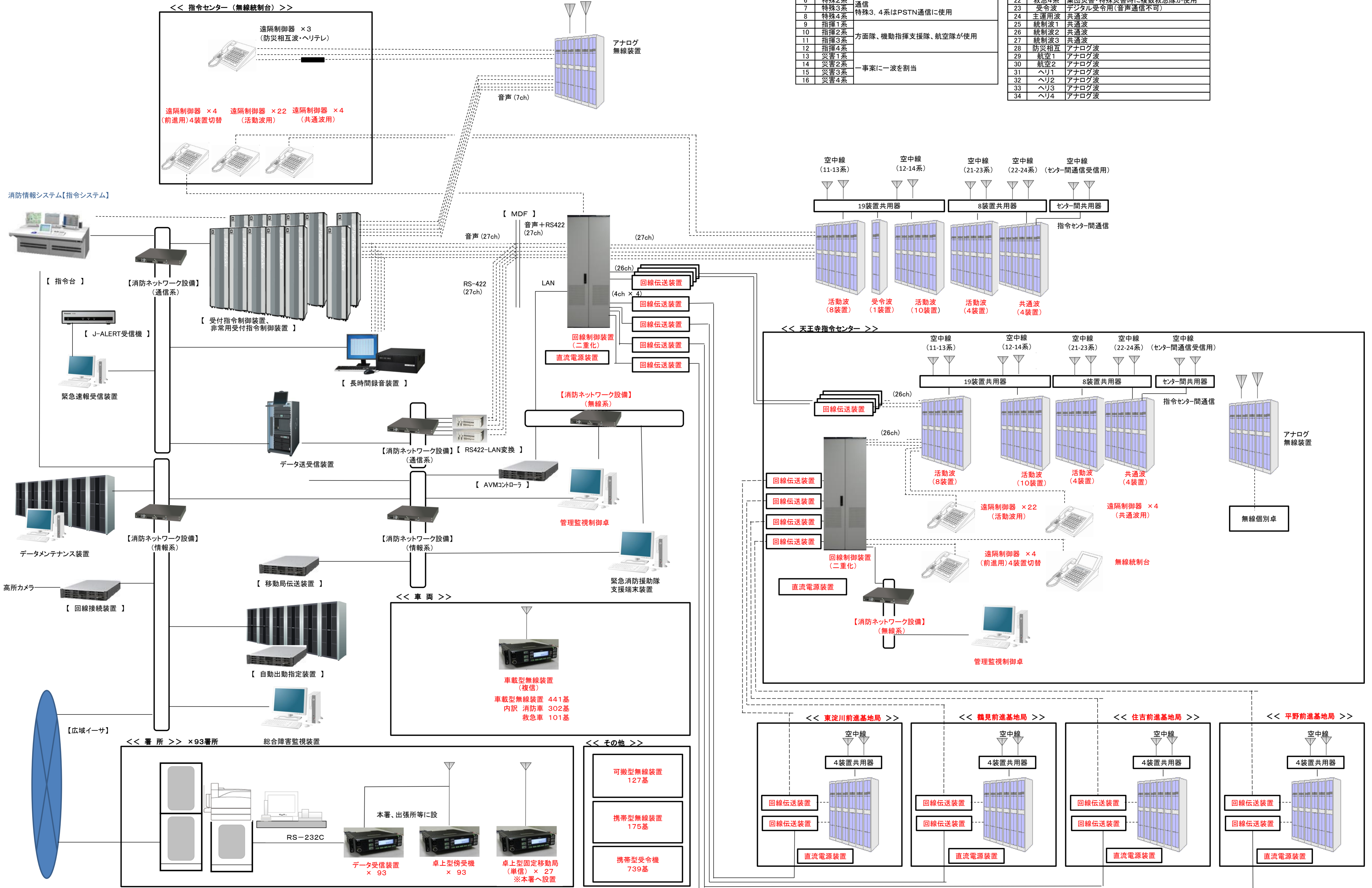
## 消防救急デジタル無線システム部分更新支援業務委託における想定スケジュール

項目		R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	備考	
消防救急デジタル無線システム 部分更新業務委託の支援	設計支援	→						
	工程管理支援		→					
	連絡調整支援		→					
	テスト・移行・ 試行運用支援		→					
アプローチ回線切替の支援 (専用線→IP)	連絡調整支援	→			★		R10.12.31までに切替実施	
消防救急デジタル無線移動局 更新業務委託の支援	設計支援	→						
	工程管理支援			→				
	連絡調整支援			→				
	テスト・移行・ 試行運用支援			→				
消防救急デジタル携帯型無線機 仕様書（案）作成	設計支援					→		
消防救急デジタル車載型無線機 仕様書（案）作成	設計支援					→		
消防救急デジタル携帯型受令機 仕様書（案）作成	設計支援					→		
消防救急デジタル無線システム 運用保守 仕様書（案）作成	設計支援		→					
最新技術に関する調査報告書	調査支援	→						

機器名		数量		備考
デジタル無線関係				
(1)	本部用設備	1	式	
	回線制御装置	1	架	
	管理監視制御卓	1	台	
	基地局装置	27	架	
	19装置送受信共用装置	1	台	
	8装置送受信共用装置	1	台	
	基地局間通信受信用共用装置	1	台	
	基地局用アンテナ	10	本	
	回線伝送装置	9	台	
	無線遠隔制御装置	30	台	
	直流電源装置	1	台	
	無停電電源装置	3	台	
(2)	天王寺指令センター用設備	1	式	
	回線制御装置	1	架	
	管理監視制御卓	1	台	
	無線統制台	1	台	
	基地局装置	26	架	
	19装置送受信共用装置	1	台	
	8装置送受信共用装置	1	台	
	基地局間通信受信用共用装置	1	台	
	基地局用アンテナ	10	本	
	回線伝送装置	9	台	
	無線遠隔制御装置	30	台	
	直流電源装置	1	台	
	無停電電源装置	1	台	
(3)	前進基地局用設備（東淀川、鶴見、住吉、平野）	4	式	
	基地局装置	4	架	
	4装置送受信共用装置	1	台	
	前進基地局用アンテナ	2	本	
	回線伝送装置	2	台	
	直流電源装置	1	台	
(4)	卓上型固定移動局	27	基	
(5)	車載型無線装置	380	基	
(6)	可搬型無線装置	122	基	
(7)	携帯型無線装置	117	基	
(8)	卓上型傍受機	93	基	
(9)	携帯型受令機	739	基	

消防救急デジタル無線システム構成図(赤字が本業務による支援対象機器)

番号	通信系統	用途
1	東方面系	通常業務及び災害系不足時使用
2	西方面系	
3	南方面系	
4	北方面系	
5	特殊1系	任務別中隊、一斉指令時に移動局からの至急通信 特殊3、4系はPSTN通信に使用
6	特殊2系	
7	特殊3系	
8	特殊4系	
9	指揮1系	方面隊、機動指揮支援隊、航空隊が使用
10	指揮2系	
11	指揮3系	
12	指揮4系	
13	災害1系	一事案に一波を割当
14	災害2系	
15	災害3系	
16	災害4系	
17	災害5系	一事案に一波を割当
18	災害6系	
19	救急1系	北部(20隊)
20	救急2系	
21	救急3系	南部(20隊)
22	救急4系	
23	受令波	デジタル受令用(音声通信不可)
24	主運用波	共通波
25	統制波1	共通波
26	統制波2	共通波
27	統制波3	共通波
28	防災相互	アナログ波
29	航空1	アナログ波
30	航空2	アナログ波
31	ヘリ1	アナログ波
32	ヘリ2	アナログ波
33	ヘリ3	アナログ波
34	ヘリ4	アナログ波



※署所電界調査結果により、卓上型傍受機およびデータ受信装置の空中線構成は異なる。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

### （条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。